

# 八女市介護予防・日常生活支援 総合事業改正に係る説明会

平成31年1月23日(水)

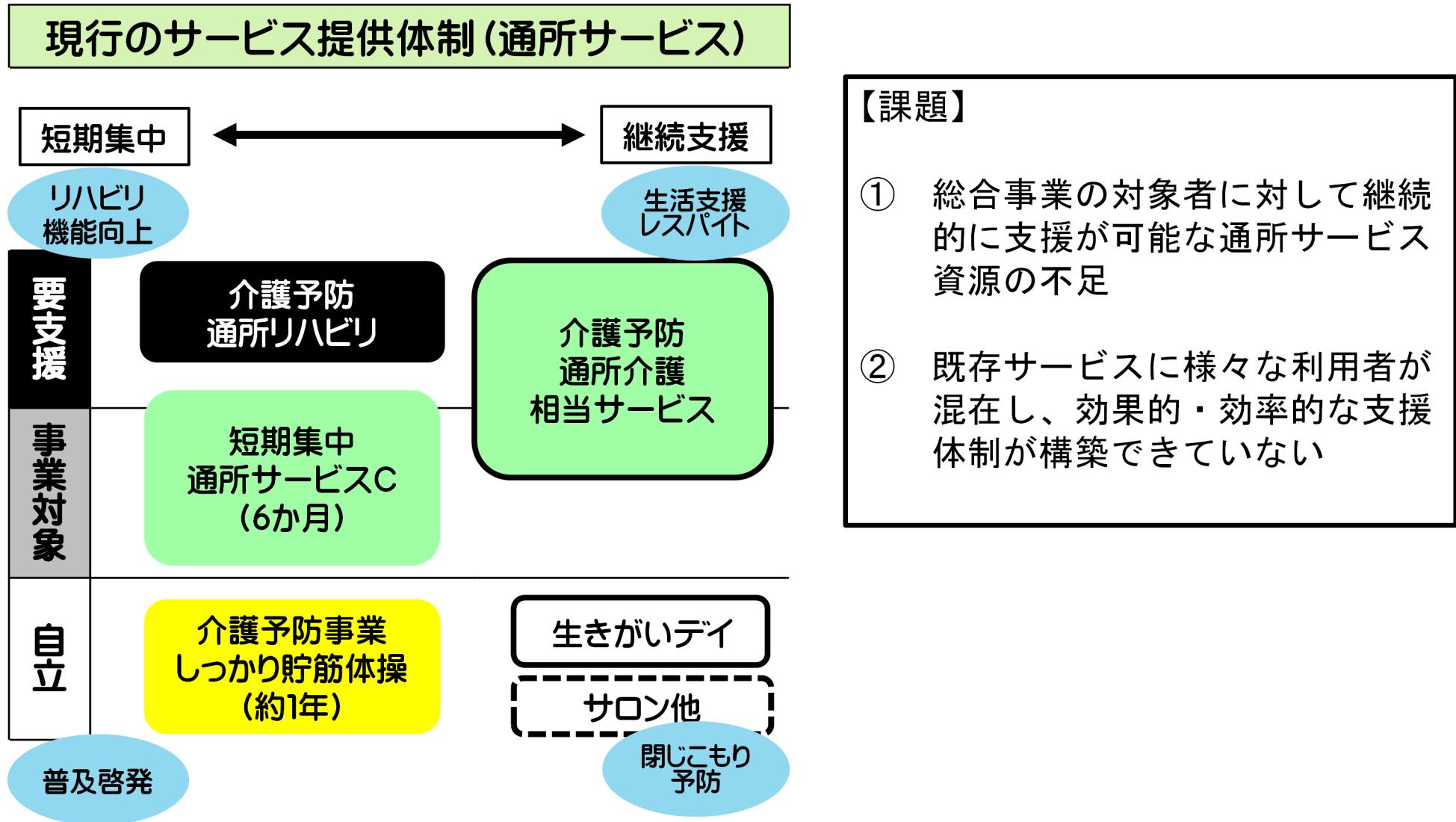
八女市役所介護長寿課高齢者支援係

# I ハ女市介護予防・日常生活支援総合事業改正の概要

改正の趣旨：「多様な主体によるサービス提供体制の推進」

1. 効果的効率的な支援体制構築のための既存サービスの見直し
2. 基準緩和型通所サービス（通所サービスA）の構築

# 1. 現行総合事業のサービス提供体制と課題

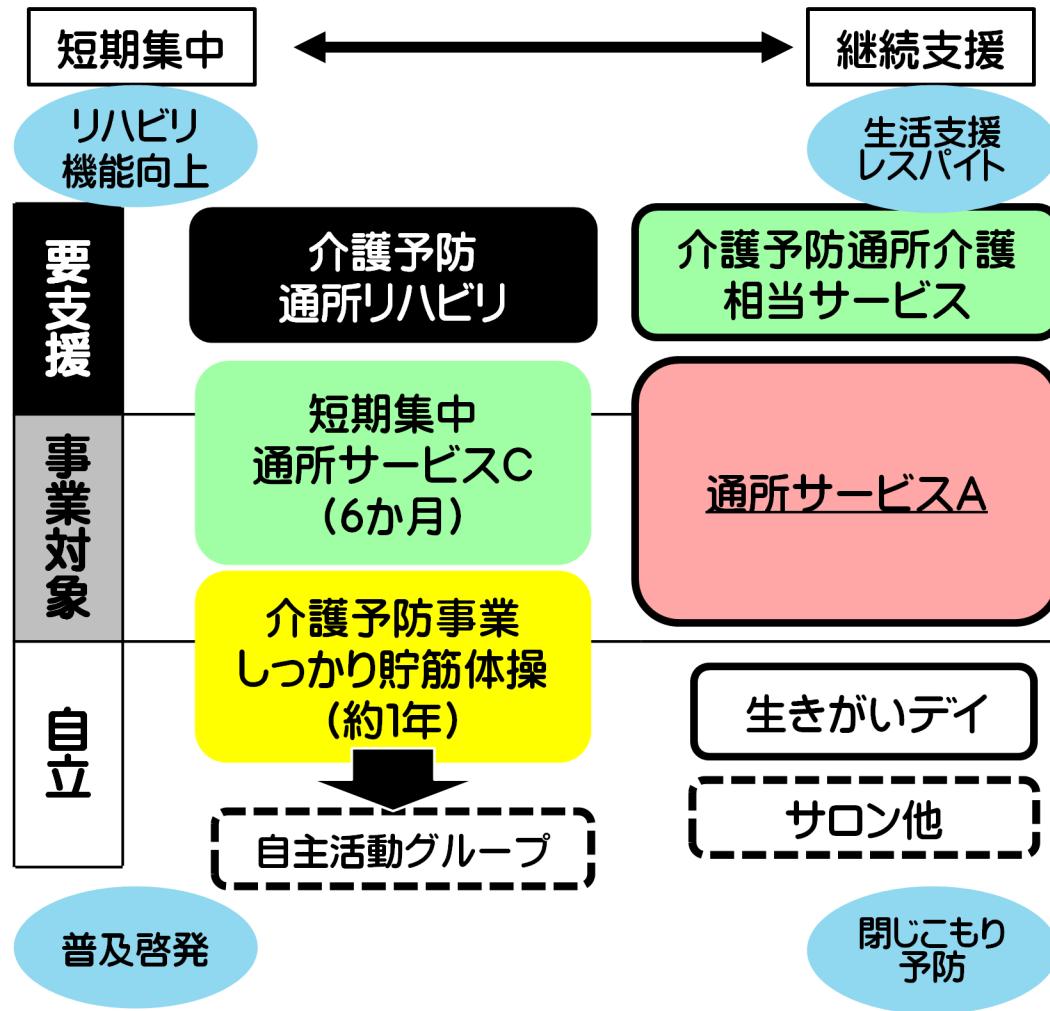


## 2. 効果的効率的な支援体制構築のための既存サービスの見直し

介護予防・生活支援サービス		現 行	平成31年4月～
通所介護相当サービス	対象者	事業対象者、要支援1・2 (※認定申請を要する)	要支援1・2 (身体介助、専門的支援を要する)
	事業概要	従前の介護予防通所介護に相当するサービス	身体介助や専門的な支援を要する利用者に対する通所サービス
新サービス (通所サービスA)	対象者	－	事業対象者、要支援1・2
	事業概要	－	閉じこもり予防を主目的とした運動・レクリエーションを行う通所サービス
通所サービスC	対象者	事業対象者、要支援1・2	事業対象者、要支援1・2
	事業概要	生活機能を改善を目的とした短期集中(6か月)の通所サービス (半日型・全日型)	生活機能を改善を目的とした短期集中(6か月)の通所サービス (半日型)

一般介護予防事業		現 行	平成31年4月～
しっかり貯筋体操	対象者	一般高齢者	一般高齢者、事業対象者
	事業概要	介護予防に関する普及啓発のための通いの場	介護予防に関する普及啓発のための通いの場

## 2-2. 平成31年4月からのサービス提供支援



### 【主な改正点】

- ① 事業対象者及び要支援認定者に対する閉じこもり予防のための通いの場として通所サービスAを構築
- ② 通所サービスAの構築に伴い、通所介護相当サービスの対象者の見直し
- ③ しつかり貯筋体操の対象者を事業対象者まで拡充

## 八女市の平成31年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業の構成

介護予防・生活支援 サービス	サービスの内容	対象者			頻度	実施 方法
		支援	事業	一般		
介護予防訪問介護相当	従前の介護予防訪問介護と同等のサービス	●	●	—	計画に基づき 実施	指定
介護予防通所介護相当	身体介助や専門的支援を要する要支援認定者を 対象とした通所サービス	▲	—	—	計画に基づき 実施	指定
通所サービスA	閉じこもり予防を主目的とした運動・レクリエーションを行う通所サービス	●	●	—	週1～2回 (回数単価)	指定
通所サービスC	生活機能を改善を目的とした短期集中(6か月) の通所サービス(半日型)	●	●	—	週1回	委託

一般介護予防事業	サービスの内容	対象者			頻度	実施 方法
		支援	事業	一般		
人生100年教室	健康長寿を目指す高齢者のための講座	●	●	●	随時	委託
しっかり貯筋体操	筋力向上トレーニングを行う体操教室	—	●	●	概ね月2回	委託
各種健康づくり講座	サロンや老人クラブなどを対象に実施する介護予 防のための講座	●	●	●	各団体 年1回	委託

## 八女市の平成31年度から実施するその他の事業（市単独事業）

事業名	サービスの内容	利用者負担	対象者		
			支援	事業	一般
生きがいデイサービス	生活指導、日常生活訓練、入浴、食事等の提供を行う通所サービス	1回 1,000円 (月2回まで)	—	—	●
配食サービス	1日1食のバランスの取れた食事の提供及び安否確認を行う事業	1食 400円 (1日1食まで)	●	●	●
高齢者生活支援ヘルパー	家事や生活相談などの支援、指導を行う訪問サービス	1回 223円 (週1回まで)	—	●	●
高齢者生活管理指導 短期宿泊 (緊急ショート)	一時的に在宅生活の継続が困難な高齢者を福祉施設に短期間宿泊させる事業	1日 380円 食費 760円 (原則7日まで)	—	●	●
緊急通報システム	24時間365日対応可能な受信センターに繋がる緊急通報装置を貸与することで、緊急時の救急車の手配や見守り、相談対応等を行う事業	1月 400円	●	●	●
救急医療情報キット	緊急時に自らの医療情報等を救急医療などに活用できる「情報キット」を交付する事業	無 料	●	●	●

## 利用できるサービスと他のサービスとの併用について

利用できるサービスの種類			サービス利用中における他のサービスとの併用の可否									
利用者の資格	事業の区分	利用できるサービス	予防給付	訪問介護	通所介護	通所A	通所C	しつかり貯筋	ヘル生活支援	生きがいデイ	ショート緊急	配食
要支援認定者 (要支援1・2) A	介護予防給付	福祉用具貸与、短期入所など	●	●	●	●	●	-	-	-	-	●
		訪問介護相当サービス	●		●	●	●	-	-	-	-	●
	介護予防・生活支援サービス	通所介護相当サービス	●	●		-	-	-	-	-	-	●
		通所サービスA	●	●	-		-	-	-	-	-	●
		通所サービスC	●	●	-	-		-	-	-	-	●
		その他	配食サービス	●	●	●	●	●	-	-	-	
事業対象者 B	介護予防・生活支援サービス	訪問介護相当サービス	-			●	●	●	-	-	●	●
		通所サービスA	-	●	-		-	-	●	-	●	●
		通所サービスC	-	●	-	-		-	●	-	●	●
	その他	一般介護予防	しつかり貯筋体操	-	●	-	-	-	●	-	●	●
		生活支援ヘルパー	-	-	-	●	●	●		-	●	●
		緊急ショート	-	-	-	-	-	-	-	-		-
		配食サービス	-	●	-	●	●	●	●	-	●	
一般高齢者 (A・B以外)	一般介護予防	しつかり貯筋体操	-	-	-	-	-		●	●	●	●
		生活支援ヘルパー	-	-	-	-	-	●		●	●	●
	その他	生きがいデイサービス	-	-	-	-	-	●	●		●	●
		緊急ショート	-	-	-	-	-	-	-	-		-
		配食サービス	-	-	-	-	-	●	●	●	●	

※介護予防通所リハビリテーションと通所サービスは併用できません。

※介護予防短期入所生活(療養)介護及び緊急ショート事業利用中は、他のサービス(福祉用具貸与を除く)を利用できません。

### 3. 通所サービスA事業の概要

事業の内容	閉じこもり予防を主目的とした運動・レクリエーションを行う 通所サービス	
対象者	事業対象者、要支援認定者(要支援1・2)	
事業の実施方法	指定 ※通所介護や通所介護相当サービスとの一体的実施が可能	
利用回数	事業対象者及び要支援1	週1回まで
	要支援2	週2回まで
サービス単価等	算定構造表を参照	
費用の請求方法	国保連合会を経由した代理受領 ※介護サービスや相当サービスと同様	
介護予防通所介護相当 サービスとの違い	<ul style="list-style-type: none"><li>①人員基準等の一部緩和(次項参照)</li><li>②基本報酬は回数単価のみ(相当サービスの8割相当)</li><li>③送迎、入浴を加算とし、基本報酬から分離</li><li>④加算もシンプルな構造とした。</li></ul>	

### 3-2. 通所サービスA事業の人員基準 (相当サービスとの違い)

	介護予防通所介護 相当サービス	通所サービス A	
		一体的に 提供する場合	別主体・別単位で 提供する場合
管理者	常勤・専従		専従
生活相談員	1 以上 (提供時間数分)		—
看護職員	1 以上		—
介護職員	利用者15人までは1以上、15人 を超える場合は、超えた数を5 で除して得た数に1を加えた数 (常時 1 以上)	通所介護等と 同一の体制で 一体的に提供	利用者15人までは1以上、 15人を超える場合は2以上 ※必要数を配置 (常時 1 以上)
機能訓練指導員	1 以上		—

### 3-3. 通所サービスA事業の設備・運営基準 (相当サービスとの違い)

設備基準	介護予防通所介護 相当サービス	通所サービスA	
		一体的	別主体・別単位
備えなければならない設備等	食堂・機能訓練室・静養室 相談室・事務室・非常災害 設備・その他必要な設備等	通所介護等と 同一の体制で 一体的に提供	サービス提供に必要な設 備等・非常災害設備
提供場所の広さ	食堂及び機能訓練室 の合計した面積は、 $3\text{ m}^2 \times \text{利用定員}$		運動・レクリエーション等 を十分に実施できる適当 な広さを確保

運営基準等 (緩和した基準)	—	<p>【勤務体制の確保】 従業者の研修機会の確保を努力義務とする</p> <p>【具体的取扱方針】 事前の脈拍や血圧等の測定に関する規定を削除</p> <p>など</p>
-------------------	---	---

### 3-4. 通所サービスA算定構造表

基本部分		
区分	対象者	単位数(日割)
ア 通所サービスA費	要支援1 事業対象者	1回につき 200 単位 ※1週に1回まで
	要支援2	1回につき 200 単位 ※1週に2回まで
イ 生活機能向上グループ活動加算	(1回につき	+ 20 単位)
ウ 運動器機能向上加算	(1回につき	+ 45 単位)
エ 送迎加算 (片道につき)	(1回につき	+ 32 単位)
オ 入浴加算	(1回につき	+ 30 単位)

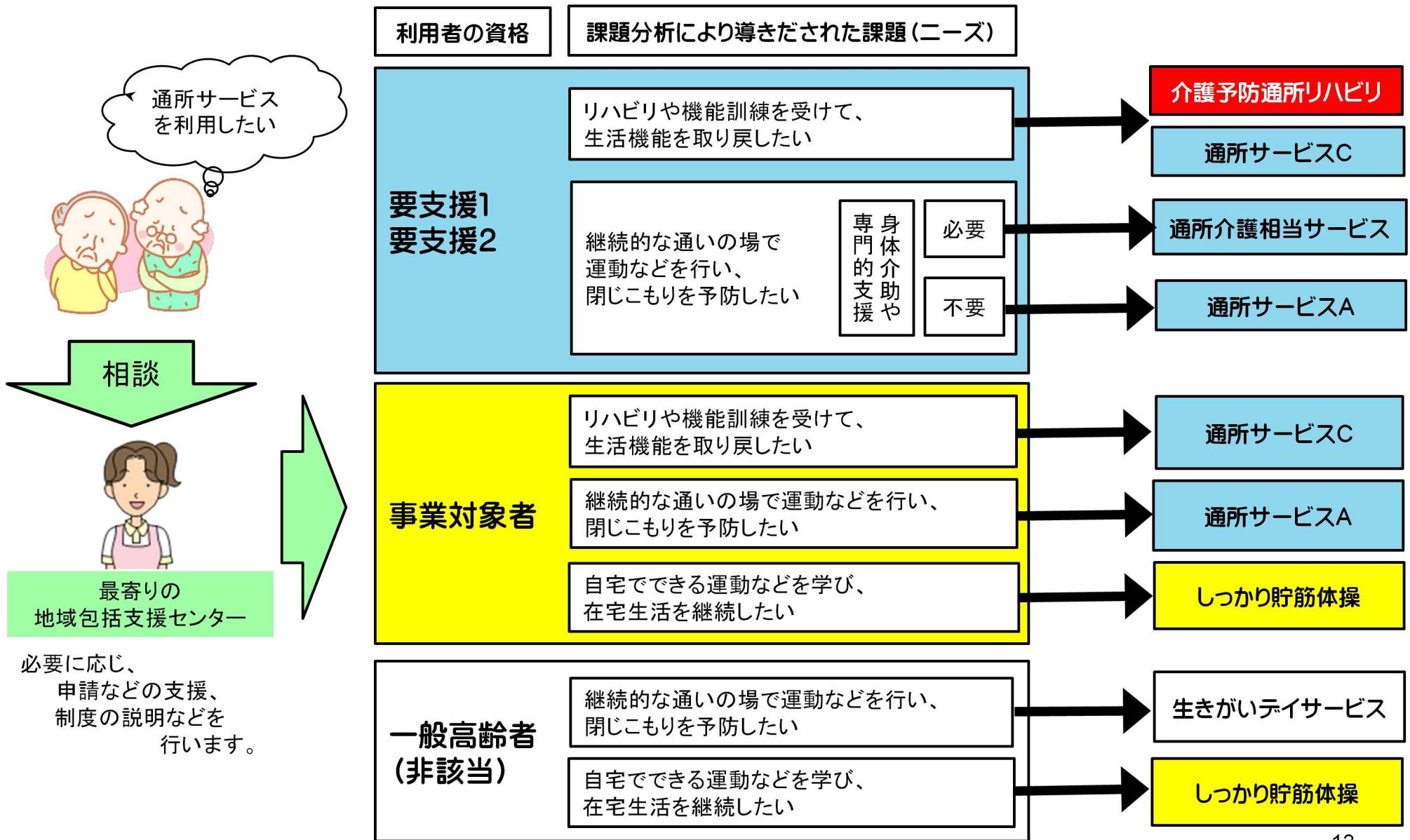
注

中山間地域等に居住する  
者へのサービス提供加算

1回につき  
+10単位

:支給限度額管理の対象外の算定項目

## 4. 通所サービスの利用の流れ



## Ⅱ 通所サービスAの指定手続きと請求事務について

※通所サービスAは、指定型サービスです。

事業を開始するためには、あらかじめ、八女市に対して  
指定申請を行い、指定を受ける必要があります。

※平成31年4月から、介護予防通所介護相当サービスの対象者が「身体介助又は専門的支援を要する要支援認定者」となります。通所サービスAの指定を受けない場合、現在の利用者を引き続き受け入れることができない場合もありますのでご注意ください。

# 1. 通所サービスAの指定

指定申請書の提出期限	事業開始月の前々月の末日まで
指定の期間	6年以内 ※指定介護予防通所介護相当サービスの 指定期間の末日と同日にすることができます。
指定審査手数料	無料
受付窓口	八女市役所 健康福祉部 介護長寿課 介護サービス係 〒834-8585 八女市本町647番地 南庁舎1階 電話:0943-23-2545

平成31年4月1日からの事業開始に伴う指定申請書の提出期限は、

**平成31年2月15日まで**

## 1-2. 通所サービスAの指定に伴う提出書類

指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、通所相当サービスと通所サービスAを  
一体的に運営することにより、指定申請時の提出書類が一部免除されます。

	提出書類一覧	単独で実施	既存事業と 一体的に実施
1	指定第1号事業所指定申請書	●	●
2	指定に係る記載事項(付表)	●	●
3	第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書	●	●
4	運営規程・重要事項説明書	●	●
5	運営法人の状況を確認する書類 (登記事項証明書、誓約書、資産状況など)	●	—
6	従業者の勤務状況を確認する書類 (組織体制図、勤務体制、経歴書など)	●	—
7	設備等を確認する書類 (事業所図面、居室面積・設備等一覧、検査済証など)	●	—
8	宿泊サービスの実施に関する届出書	●	—
9	社会保険・賠償保険等の加入状況を確認する書類	●	—

※提出書類の詳細は、「総合事業指定(更新)申請に係る添付書類一覧」を確認ください。

※提出書類(参考様式を含む)は、八女市役所ホームページからダウンロードできます。

## 1-3. 通所サービスAの変更届

指定通所サービスAの運営状況などに変更が生じた場合は、  
介護予防通所介護相当サービス同様、変更した内容がわかる書類を  
添えて、以下のとおり変更届を提出する必要があります。

変更届の提出期限	支給事業費の 算定に関する事項	左記以外の次項
	算定開始月の 前月の15日まで	変更後10日以内
受付窓口	<p>八女市役所 健康福祉部 介護長寿課 介護サービス係 〒834-8585 八女市本町647番地 南庁舎1階 電話:0943-23-2545</p>	

※提出書類の詳細は、「第1号変更届チェックリスト」を確認ください。

※提出書類(参考様式を含む)は、八女市役所ホームページからダウンロードできます。

## 2. 通所サービスA事業費の請求

事業費請求方法	介護予防通所介護相当サービスと同様	
サービス種類コード	介護予防通所介護 相当サービス	A6
	通所サービスA	A7

※通所サービスAのサービスコード表（P D F）及び単位数表マスタ（C S V）は、八女市役所ホームページに掲載予定です。（予定日：平成31年3月1日）

**【注意】**

通所サービスA（A7）のサービスコードは、負担割合毎に設定されています。  
利用者の負担割合に応じたコードを選択してもらう必要があります。

### 3. 通所サービスA事業の開始準備

平成31年4月から、通所サービスAを開始するにあたり、指定申請書の提出のほかに以下の準備が必要となります。

- ① 登記事項等の変更
- ② 運営規程、重要事項説明書、契約書等の改定
- ③ 地域包括支援センターの担当職員との打ち合わせ等
- ④ 重要事項の変更について利用者に説明し、同意を得る。
- ⑤ 通所サービスA計画の作成、利用者からの同意及び交付

## ① 登記事項等の変更

運営法人の登記事項に通所サービスA（基準緩和型通所サービス）を実施する旨の記載がない場合、当該事業内容を記載する必要があります。

対応例	従来の記載例	変更例
	介護予防通所介護相当サービス	「通所サービスA」を事業に追加
	総合事業第1号通所事業	変更の必要はありません。

※各書類等の記載内容の変更に当たっては、各法人の所管部局に確認し、指示に従ってください。

## ② 運営規程、重要事項説明書、契約書等の改定

事業所ごとに作成する運営規程、重要事項説明書、契約書等の書類についても、通所サービスAの実施に係る規定を盛り込む必要があります。

※運営規程等についても、従来「総合事業第1号通所事業」等の記載をしている場合、通所サービスA事業も包括して規定していることとなるため、事業名を追加する必要はありませんが、少なくとも「通所サービスAの内容及び利用料その他の費用の額」については定める必要があります。

### ③ 地域包括支援センターの担当職員との打ち合わせ等

平成31年4月から、事業対象者や身体介助等の必要がない要支援認定者は、介護予防通所介護相当サービスから通所サービスAに移行します。

また、

利用者がいずれの事業の対象であるかは、

地域包括支援センター及び通所介護事業者のアセスメントの結果

に基づき、判断することとしています。

利用者ごとにいずれの事業の対象であるか、地域包括支援センターの担当職員と充分な検討・打ち合わせを行ってください。

※平成31年4月に介護予防通所介護相当サービスから通所サービスAへ移行する利用者については、上記の打合せ及び利用者への説明をもって、「サービス担当者会議」が開催されたものとみなしますので、当該打合せの記録を整備するようにしてください。

各事業の対象者

介護予防通所介護相当サービス	身体介助や専門的支援を要する要支援認定者
通所サービスA	上記以外の要支援認定者又は事業対象者

④ 重要事項の変更について利用者に説明し、同意を得る。

通所サービスAの利用に際して、重要事項説明書等を用いて、充分な説明をし、当該利用者の同意を得てください。

※特に介護予防通所介護相当サービスから移行する利用者については、サービス提供回数や費用額の変更について、充分な説明を行ってください。

⑤ 通所サービスA計画の作成、利用者からの同意及び交付

通所サービスAは、介護予防通所介護相当サービス同様、地域包括支援センターが作成した介護予防サービス計画等に沿って作成された「通所サービスA計画」に基づき支援を行うものであるため、当該計画を作成し、利用者からの同意を得、利用者に交付しなければなりません。

【経過措置】

平成31年4月に介護予防通所介護相当サービスから通所サービスAに移行する利用者に係る「通所サービスA計画」の作成については、

『利用者に係る課題やサービス提供内容に変更がない場合であって、事業内容や費用額等の変更について充分な説明を行い同意を得ている場合は、すでに作成している「介護予防通所介護相当サービス計画」の計画期間中においては、既存の計画に記載されたサービス名を通所サービスAに読み替えることで、「通所サービスA計画」が作成されたものとみなす』こととします。

### III 八女市総合事業に関する問合せ先等

問合せ先	総合事業全般	八女市役所 健康福祉部 介護長寿課 高齢者支援係 電話 0943-23-1308 FAX 0943-30-1505 E-mail kaigochoju@city.yame.lg.jp
	総合事業の指定・請求	八女市役所 健康福祉部 介護長寿課 介護サービス係 電話 0943-23-2545 FAX 0943-30-1505 E-mail kaigochoju@city.yame.lg.jp
様式等のダウンロード	・指定申請書 ・添付書類等の参考様式	八女市役所ホームページ ⇒「福祉・健康」⇒「福祉・介護」 ⇒「八女市新しい介護予防・日常生活支援総合事業」 ⇒「八女市介護予防・日常生活支援総合事業に係る 申請書等(事業者向け)」
	・算定構造表 ・サービスコード表(PDF) ・単位数表マスタ(CSV)	八女市役所ホームページ ⇒「福祉・健康」⇒「福祉・介護」 ⇒「八女市新しい介護予防・日常生活支援総合事業」 ⇒「八女市介護予防・日常生活支援総合事業に係る 実施要綱及び基準要綱等」